

適応外・禁忌医薬品等評価委員会で承認された治療法

当院の適応外・禁忌医薬品等評価委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	肉芽処置に対して硝酸銀を使用
実施責任者	愛知県医療療育総合センター中央病院 病院長 新美 教弘
対象者	胃瘻周囲肉芽、臍肉芽、術後肉芽などの難治性不良肉芽を呈した患者
承認日	2026. 2. 5
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	乳児の臍の肉芽や術後創もしくは胃瘻などの瘻孔周囲の難治性肉芽に対して、40%硝酸銀溶液による肉芽焼灼療法は広く行われている治療法であり、エビデンスも数多く存在します。しかしながら、市販製品はなく院内で調製する薬剤であり、添付文書はありません。 硝酸銀溶液が浸った綿棒で肉芽を焼灼後、生理食塩水で中和させます。 副作用として、正常な皮膚に硝酸銀の残存があると化学熱傷を起こして黒色変化、びらん、潰瘍を生じることがありますが、ほとんどは自然に治癒します。
お問い合わせ先	愛知県医療療育総合センター中央病院 企画事業課 代表 0568-88-0811(内線 5231)